

第1章 地域福祉計画とは

1 地域福祉計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の社会的背景

近年、少子高齢社会の到来をはじめとして、社会構造が大きく変化しています。また、人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。

こうした中、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、地域住民同士の付き合いが少なくなったりしてきています。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童・高齢者虐待などの社会問題が顕在化しています。

国では、このような社会の変化に対応し、だれもが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたりつくっていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められ、この構造改革の具体的な方向性の一つとして、「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」が掲げられました。これを受け、平成12年、社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

社会福祉法の中で、「地域福祉の推進」は、人権尊重を基本に、だれもが住み慣れた地域で生き生きと暮らせる地域づくりを目指し、地域住民、地域にかかわる組織、団体などすべてのものが主役となって進めていくとされています。

福祉サービスを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営むことができ、社会や経済、また文化などの様々な分野の活動に参加する機会がもてるようにすることが課題です。

そのために、行政や専門機関は、地域住民や福祉活動団体、あるいはボランティアなど地域にかかわるすべての人たちと協働して、福祉サービスを必要としている人を支えていく「地域福祉推進」の仕組みづくりが求められます。

(社会福祉法(平成12年6月改正)より抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 地域福祉の必要性

福祉ニーズが増大、多様化しています。

「自分らしく生き生きと安心して暮らしたい」とだれもが願うものです。身体が不自由な方にとっては、家の電球の取替えや雨の日のゴミ出しなども大変なことです。また、高齢者をねらった詐欺や子どもが犯罪に巻き込まれるニュースがよく聞かれ、安心や安全が脅かされています。

このように、福祉ニーズは、暮らしの様々な場面で発生し、増大、多様化しているのが現状です。

できる限り地域の中で、その人らしい暮らしができるような地域づくりが求められています。

高齢者に対して、身近な地域で介護などの相談支援や認知症の方やその家族を地域で見守るための人材育成などが進められています。

障害のある人に対しては、障害者自立支援法が施行され、可能な限り住み慣れた地域で共に暮らすための支援が強化されました。

子育てに対しては、子育てをしているお母さんたちの負担を少しでも軽減するための子育て支援が充実されました。

さらには、大規模災害の発生に備え、地域住民による助け合いの仕組みづくりが進められています。

こうしたことは、住み慣れた地域で、だれもがその人らしい暮らしができる地域を目指したものです。

昔からの地域のつながりを大切に。

揖斐川町においては、昔からの地域のつながりが色濃く残っている地域です。これは本町の財産であり、こうしたつながりを大切にした地域づくりが求められます。

(3) 地域福祉の目指すもの

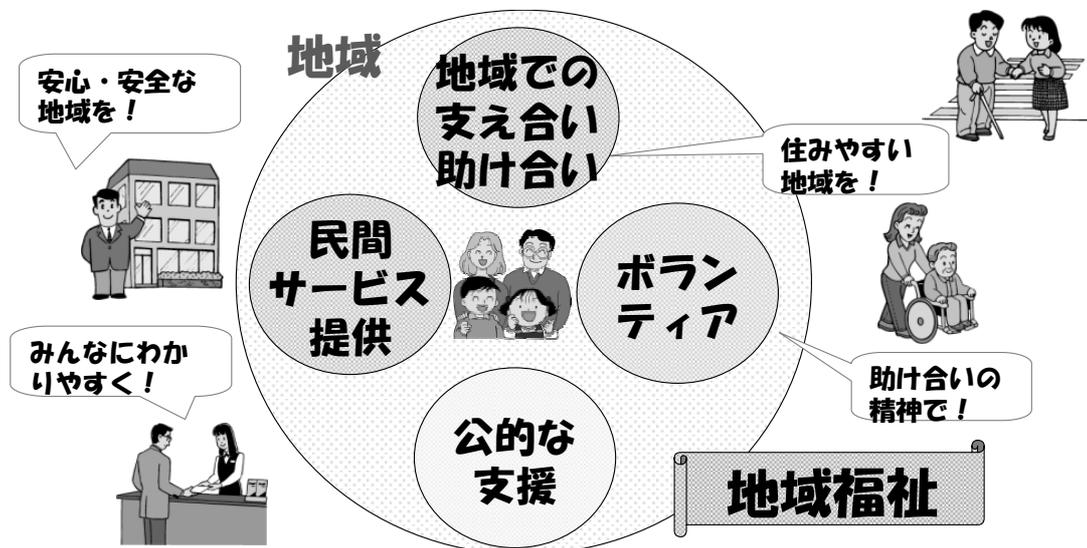
地域住民の一人一人が主役

地域を暮らしやすくするためには、地域に住む一人一人が主体的に参加し、お互いの協力により、地域を暮らしやすくすることが大切です。

助け合いの活動と公的なサービスが両輪

多様化し、増大した福祉ニーズすべてに対応していくためには、公的なサービスのみでは解決しません。

地域を構成する地域住民、民間サービス提供事業者、ボランティア、そして行政が協働して、地域福祉を充実していくことが大切です。



(4) 計画策定の目的

揖斐川町においても高齢化が急激に進んでおり、本町の高齢化率は平成 20 年には 28.2%と全国平均の 21.8%を上回っており、年々増加傾向にあります。こうした中、高齢者人口の増加とそれに伴う要支援・要介護認定者の増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯などの増加といった課題への対応をはじめ、障がい者や子どもなど支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要があります。

この計画は、揖斐川町にかかわるすべての人たちと協働して、だれもが安心して住み慣れた地域の中で生き生きと暮らせるよう地域で支え合う仕組みをつくり、住民を中心にした活発な活動が展開されるような地域社会を実現していくことを目的とします。

(5) 地域福祉の基本的な視点

地域福祉の基本的な視点としては、次に掲げる内容が必要とされています。

①身近な生活圏を尊重する視点

日常暮らしている身近な生活圏での福祉を重視すること

②利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること

社会的に支援が必要な方の権利擁護が維持されること

③公民協働の視点

行政、住民、地域（地域組織・活動団体）などの役割分担を踏まえながら、地域福祉の推進に当たること

④住民参加の視点

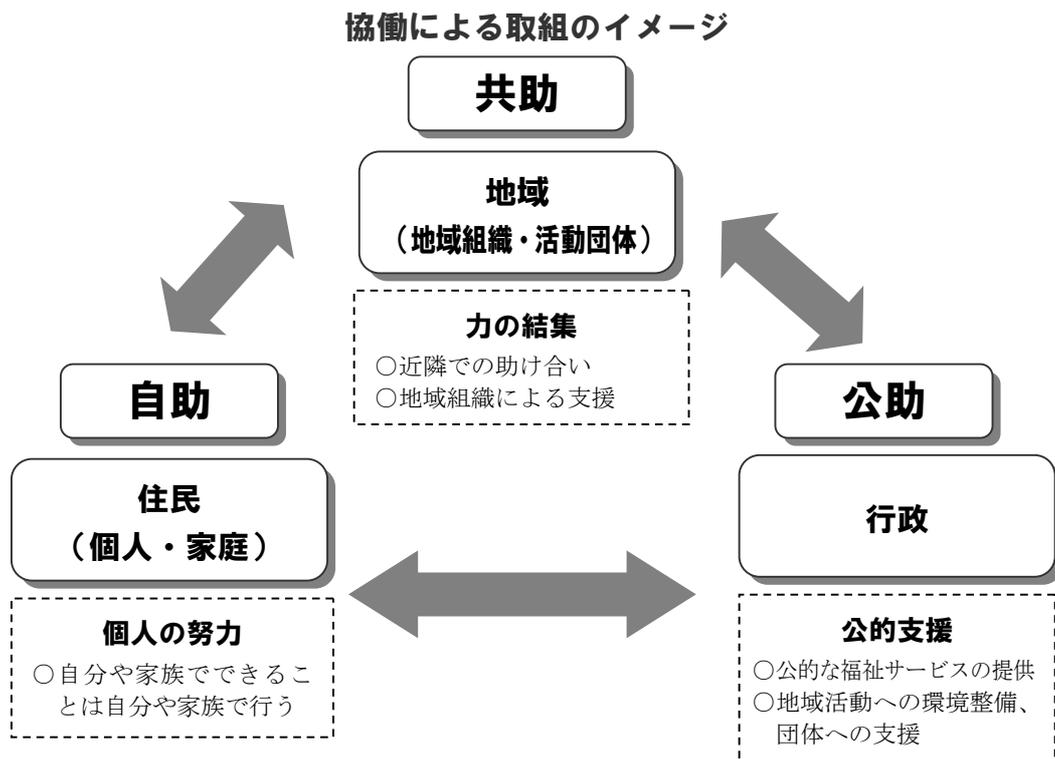
地域福祉の実現に当たっては、地域住民の主体的な取組を尊重すること

このような視点を踏まえて、自助・共助・公助*の協働による取組を推進していきます。

※自助：自分の責任で、自分自身が行うこと

共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、地方公共団体が行うこと



2 計画の位置付けと役割

(1) 地域福祉計画の位置付け

「地域福祉計画」は、多くの地域住民から出された課題に対して、町が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、揖斐川町における地域福祉を展開していく上での推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、様々な主体が地域で展開する取組を計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

「地域福祉計画」は、社会福祉法において、以下のように位置付けられています。

(社会福祉法(平成12年6月改正)より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

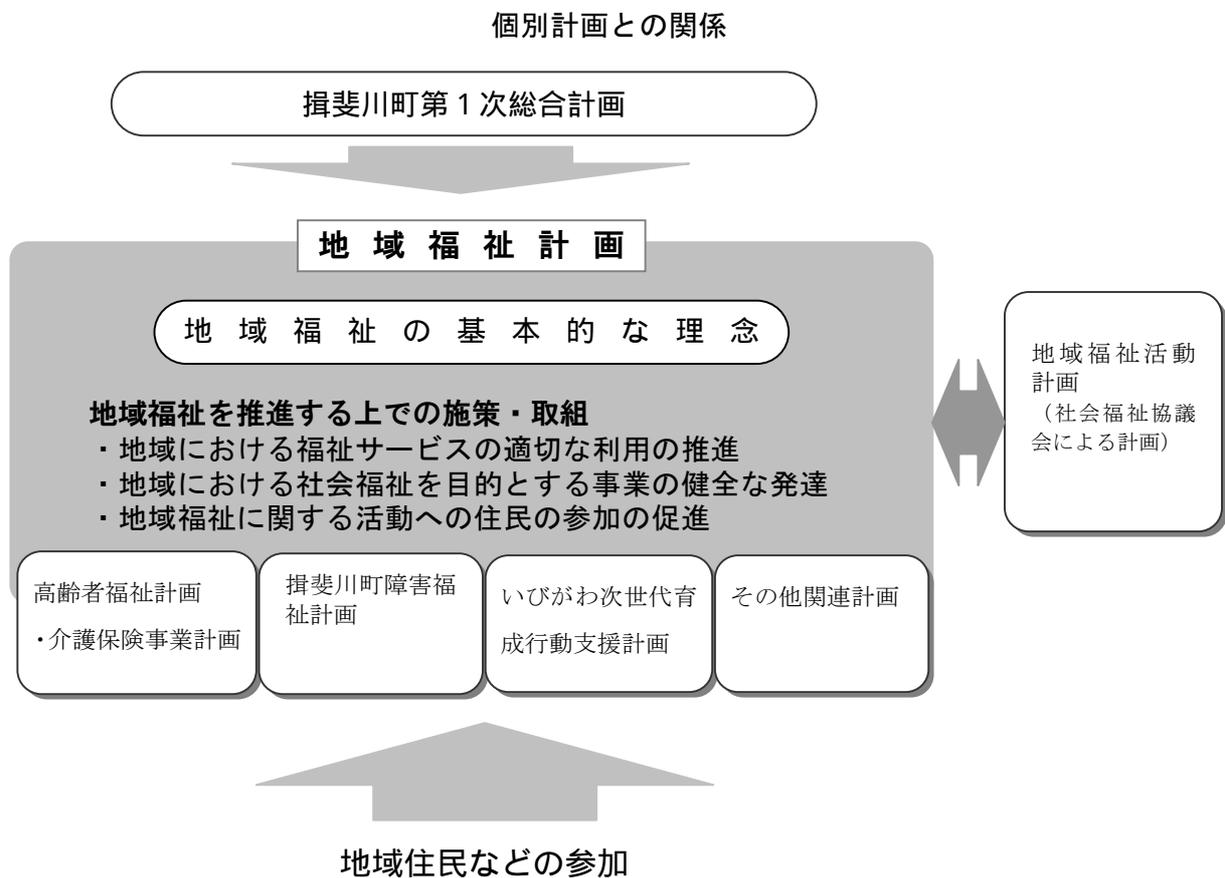
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 他の関連行政計画との関係

地域福祉計画は、「揖斐川町第1次総合計画」を上位計画として、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する、福祉分野における基本計画としての性格をもつものです。

支援を必要とする対象者ごとに策定された個別計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、個別計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを総合的に推進する役割を担っています。



(3) 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は地域の福祉課題を解決するための具体的な活動を推進する民間の活動計画で、社会福祉協議会が策定します。

地域における生活課題や地域福祉推進の理念などを共有化し、地域住民の立場から「地域福祉計画」を推進する意味で、地域福祉計画と対を成す計画です。

「地域福祉計画」に「地域福祉活動計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

3 計画期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

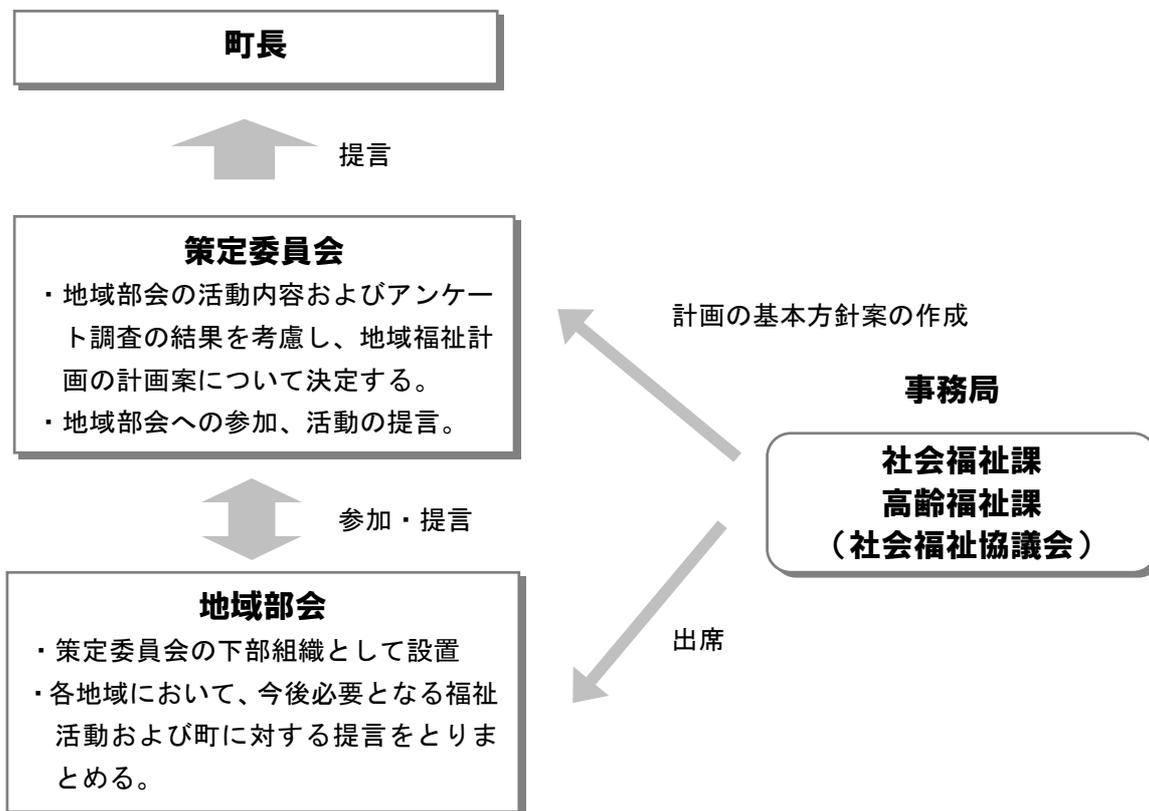
ただし、国、県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画を策定するに当たって、「揖斐川町地域福祉計画策定委員会」を設置し、地域福祉推進に係る審議・検討を行いました。

また、策定委員会の下部組織として地区を単位に、行政推進員、民生委員・児童委員、福祉委員その他地域住民の参加による「地域部会」を設置し、今後必要となる福祉活動などについて意見交換を行いました。

計画の策定体制



5 地域福祉計画策定の取組

本計画を策定するに当たって、次のような活動に取り組んできました。また、これらの活動については社会福祉協議会と合同で行いました。

(1) 地区懇談会の開催

「地域で支え合う」仕組みづくりを検討するために、平成19年10月中旬～11月中旬までの間に揖斐川町内の全11地区において、行政推進員、民生委員・児童委員、福祉委員、地域住民に参加していただき、地区懇談会を開催しました。地区懇談会では、「自分が住んでいる地区のよいところ」「自分が住んでいる地区が将来『こんな福祉のまち』になったらいいな」「『福祉のまち』にするために自分たちに何ができるだろうか」の3つの課題についてのグループワークを行うなど、地域の課題の把握を行いました。

(2) 策定委員会の設置

地域福祉推進に係る検討を行うために、社会福祉関係の事業者の代表、社会福祉に関する活動を行っている団体の代表や公募の住民など幅広い分野からの参加を得て、20名からなる「揖斐川町地域福祉計画策定委員会」を設置しました。策定委員会では、計画策定に係る検討を行い、町長に提言しました。

(3) アンケート調査の実施

地域住民の現状、意向及び要望を把握し、計画策定の基礎資料とするために平成19年度に「揖斐川町地域福祉（活動）計画」策定に当たってのアンケート調査」を実施しました。

町内在住の住民から地区別に層化3段無作為抽出した2,500人を対象に郵送にて配布し、実施しました。また、次代の揖斐川町を担う世代として、町内の中学2年生全員197人を対象に中学校を通して実施しました。

「地域での住みやすさについて」「地域での日常生活について」「災害時における助け合いについて」「地域活動について」「揖斐川町の福祉について」などに関する項目について質問し、調査結果について年齢別、地域別などによる傾向を分析しました。

(4) 地域部会の開催

住民が抱えている現状や問題点などについて、行政・地域住民・社会福祉協議会などが共に話し合い、地域の課題を把握することを目的として、揖斐川町内の全11地区において、平成20年6月末～9月中旬までの間に「地域部会」を開催しました。(脛永地区を除いて、各地区2回ずつの開催となりました。)参加者については、行政推進員、民生委員・児童委員、福祉委員、医療福祉関係者、ボランティア団体、一般住民の参加希望者などを対象に参加を呼びかけました。

地域部会では、地区ごとにグループを設置し、「地域の中の福祉課題」をテーマとして掲げ、第1回目の活動においては、地域の中の福祉課題であるとそれぞれが感じていることについて意見交換を行いました。

第2回目の活動においては、第1回目で特に関心が高かったものについて絞り込んで今後の地域福祉活動の取組について意見交換を行いました。